

犯罪被害者とそのご家族のための 弁護士による被害者支援案内



【お問合せ先】

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2

愛知県弁護士会 人権・法制係

電話 052-203-1651 (代表)

ひまるん

愛知県弁護士会

公式キャラクター

愛知県弁護士会では、犯罪被害者とそのご家族の皆様へ、刑事裁判がどのように行われるか、刑事裁判への関わり方にはどのような方法があるか、メディアへの対応などについてのご説明、ご助言を、1つの事件について1回、無料で行っています。

「被害者支援案内」のご利用には一定の要件があります。
ご利用いただける方は次のとおりです。

☐ 1 住居についての条件

愛知県内に居住する方であること

(県外の方の場合、県内の法律事務所までお越しいただける場合は利用できます。)

☐ 2 事件についての条件～次の A 又は B に該当すること

☐ A 次の(1)～(3)にあてはまる場合

☐ (1) ①被害者の方が次に掲げる罪名の事件でお亡くなりになっている場合

殺人、傷害致死、遺棄致死、逮捕監禁致死、強盗致死、強盗・強制性交等致死、強制性交・強制わいせつ等致死

または

②被害者の方が次に掲げる罪名の事件に遭われ、重大な心身の故障が生じている場合

殺人未遂、傷害、遺棄致傷、逮捕監禁致傷、強盗致傷、強盗・強制性交等致傷、強制性交・強制わいせつ等致傷

☐ (2) 事件が検察庁へ送致(送検)されている

☐ (3) 事件が名古屋地方裁判所本庁・支部の管轄となる(見込み)

☐ B A には該当しないが、死亡や心身の重大な故障が生じており、メディア対応その他早期に弁護士による支援が必要であると弁護士会が判断する場合

→まずは申込書に早期の支援が必要と考える事情を記載のうえ、弁護士会へFAXしてください。ご利用いただけるかどうかを検討します。

■お申し込みは、裏面の申込書をFAXまたは郵送でお送り下さい。
お送りいただいた旨、お電話でご一報下されると幸いです。

●ご郵送先 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2

愛知県弁護士会 人権・法制係宛

●FAX 番号 052-204-1690 愛知県弁護士会 人権・法制係宛

●電話番号 052-203-1651 (代表) 担当/愛知県弁護士会人権・法制係

犯罪被害者とそのご家族のための弁護士による被害者支援案内

弁護士会使用欄

(被害者支援弁護士派遣制度)

受付日	年 月 日
No.	年度(派)第 号

申 込 書

愛知県弁護士会 人権・法制係 御中

年 月 日

「犯罪被害者とそのご家族のための弁護士による被害者支援案内」の申込みをいたします。

申 込 者	住 所 連絡先	〒 — ※日中連絡がつく連絡先 電話 () — (該当するものに○印) 携帯 ・ 勤務先(名称) ・ その他()		
	ふりがな			被害者 との 関係
被 害 者	氏 名	□男 □女 年齢 歳		
	ふりがな			事件 の 発生日
事 件 に つ い て ※1	氏 名	□男 □女 年齢 歳		年 月 日
	ふりがな			
	被疑者・被告人氏名 ※2	□男 □女 年齢 歳		
	罪 名			
申 込 に つ い て ※1	弁 護 士 (弁護士) ※2	□ついている (□国選 □私選) 氏名 () 所属弁護士会 () □ついていない		
	刑事手続 の 状 況	1 □逮捕された (年 月 日頃) 2 □起訴された (年 月 日頃) → □名古屋地方裁判所の本庁 (支部) に起訴された □不明 3 □公判前整理手続が行われている □公判前整理手続は終わった(年 月 日頃) 4 □裁判の期日が決まっている → (予定期日: 年 月 日 ~ 年 月 日) □裁判の期日は未定 □裁判の期日がどうなっているかわからない		
(表面Bによる申込みの場合) 早期に弁護士による支援が必要と考える事情				

※1 お分かりになる範囲のご記入で結構です。

※2 被疑者・被告人の弁護士(弁護士)や被疑者・被告人からこの事件についての相談を受けたことのある弁護士を担当者から除外するために必要となります。

取次者	氏 名		所 属		電 話 ()
-----	-----	--	-----	--	---------